

リッチライフ（自動継続型定期預金）

平成25年1月1日現在

1. 商品名(愛称)	自動継続型定期預金（リッチライフ）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫で年金をお受取りされている方 定年退職された方
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1ヵ月自動継続（元金継続扱い）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括してお預け入れいただきます。 1,000万円以上3,000万円以内 おひとりさま3,000万円以内 100万円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 元金は自動継続扱いの停止手続きをした後の満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入日（継続の場合は継続日）に店頭表示する大口定期3,000万円以下の金利で預入期間2年以下の基準金利のうち最も高い金利を適用します。 1ヵ月毎の満期日にお利息をご指定口座に入金します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） 注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（0.315%）」が付加課税されます。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	——
10. 中途解約時の お取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 預入日から解約日の前日までの日数・解約日の普通預金利率により計算した中途解約利息とともにお支払いします。
11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会下さい。
12. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで（決済用預金を除きます）とその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります）
13. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続の継続停止手続き後の満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
14. 苦情処理措 置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-5789-6153）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—がございませう。</p> <p>ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>